地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約の締結について

地方自治法施行令第１６７ 条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結しましたので、下記のとおり公表します。

令和６年１月１９日

経営管理部長

記

物品又は役務の名称及び数量 （１）名称 （２）物品調達又は業務内容 （３）物品調達時期又は履行期間	 （１）山口県産業技術センター斜面等除草業務 （２）山口県産業技術センター敷地内斜面等における雑草等の除草、側溝の清掃、除草・清掃くずの処分、くずの枯死化処理 （３）令和５年１月頃～令和５年３月頃
契約を締結した日	令和６年１月１６日
契約の相手方の名称及び主たる事務所の所在地	主たる事務所：山口市大手町９－６ 法 人 名 称 ：特定非営利活動法人 山口県社会就労事業振興センター
契約金額	２，３３３，７６０円
契約の相手方を決定した理由	見積書を提出させる者の選定に係る基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。
問い合わせ先	住所：宇部市あすとぴあ四丁目１番１号 所属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：０８３６－５３－５０５０